

職業安定分科会(第 194 回)	資料1-2
令和5年 6月 20 日	

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案 概要

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（令和4年12月27日 労働政策審議会労働条件分科会）において、労働契約の締結に際し明示すべき労働条件について、就業場所・業務の変更の範囲や、有期労働契約の更新上限の内容等を追加することが適当である等を内容とする検討結果がとりまとめられ、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）の改正が行われるなど、労使の予見可能性の向上や紛争の未然防止等のための制度の見直しが進められている。
- また、行政手続一般について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁で国・地方の構造改革を担う「デジタル臨時行政調査会」の下、行政手続におけるアナログ規制について具体的な点検・見直し作業が開始されたところ。
- こうした情勢に鑑み、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）において、労働者の募集等の際に明示すべき労働条件等の追加及び有料職業紹介事業における手数料表等の掲示方法の見直しを行うもの。

2. 改正の概要

（1）明示すべき労働条件等の追加について

【職業安定法施行規則第4条の2第3項関係】

- 労働者の募集や職業紹介事業者が職業紹介を行う場合等において、求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（当該更新回数の上限等を含む。）並びに就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を追加する。

（2）有料職業紹介事業者における手数料表等の事項についての掲示方法について

【職業安定法施行規則第24条の5第4項関係】

- 有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を事業所内に掲示する義務があるところ、事業所内の掲示に限らず、インターネット等その他の適切な方法によって情報の提供を行うことができることとする。

3. 根拠条項

- 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第5条の3第4項
- 職業安定法第32条の13

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年6月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日